

令和3年度の地方財政への対応等に向けた課題の整理

令和2年9月29日
地方財政審議会

新型コロナウイルス感染症が社会全般にわたり大きな影響を与えており、4－6月期のGDP速報値は前期比大幅減となるなど経済も大きな打撃を受けている。このような中、地方自治体は、感染拡大への対応と地域経済の活性化の両立に向け、総力を挙げて対応している。

また、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服し、「新たな日常」の構築を通じた質の高い経済社会を実現することが重要であり、地方自治体には、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進、東京一極集中の是正に向けた地方創生や地方への人の流れの創出の推進のほか、近年の相次ぐ自然災害を踏まえた防災・減災、国土強靱化の推進など、様々な重要課題に対応することが期待されている。

地方自治体がこうした取組を着実に進めることができるよう、取組の全体を支える安定的な税財政基盤を確保することが必要である。

当審議会としては、今後令和3年度予算編成に向けた議論が本格化することに鑑み、本年度及び令和3年度の地方財政への対応のうち、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて特に留意すべき個別の課題について、現時点での認識を以下に整理することとした。

以下に記載していない事項も含め、国の予算編成の動向や地方財政の状況を踏まえ、今後、更なる審議を行い、年末を目途に意見をとりまとめることとしたい。

1 本年度の地方税収の減少を踏まえた対応について

地方税の年度途中の増減収は、過去の実績を踏まえると中長期的には概ね相殺されるものではあるが、税収の変動が大きい法人関係税等については、普通交付税の算定において、増減収双方の決算との乖離が解消さ

れるよう、翌年度以降3年間で普通交付税の基準財政収入額の精算を行うこととしている。また、当面の資金繰りに支障が生じないように、精算措置に代えて、当該年度に減収相当額の減収補填債を発行することが選択できる制度となっている。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の地方税収への影響は、通常の景気変動の一環の減収を大幅に超えたものとなることも想定される。

このため、減収補填債は普通交付税の基準財政収入額算定における精算制度の手法の一つであるという考え方を踏まえつつ、今後の地方税収の状況や地方自治体の財政運営の影響を注視し、減収補填債の対象税目のあり方について検討を行うべきである。併せて、資金調達能力が弱い市町村に対して公的資金の確保を行うなどの留意が必要である。

2 一般財源総額の確保等について

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅に減収するおそれがあるが、そのような中でも、地方自治体が、感染拡大への対応と地域経済の活性化を両立させるとともに、「新たな日常」の構築や防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、必要となる一般財源の総額を適切に確保すべきである。

また、令和3年度においても、引き続き、地方自治体による資金調達の円滑化を図る観点から、公的資金の確保や共同発行市場公募債の拡充、地方債資金の調達環境の整備等について適切に対応すべきである。

3 次世代型行政サービスの推進について

新型コロナウイルス感染症対応策の実施を通じて、行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになった。こうした課題を克服し、「新たな日常」の構築を通じた質の高い経済社会を実現するためには、住

民に身近な行政サービスを提供する地方自治体において、行政手続きオンライン化、自治体情報システム標準化、A I・R P A¹の活用などの自治体デジタルトランスフォーメーションを加速し、次世代型行政サービスを強力に推進することが重要である。先行諸国と比べて取組が遅れている現状から、早急な状況改善が求められており、必要な財源を確保した上で、地方のデジタル人材確保に向けた支援などにより環境を整え、集中的に取組を進めるべきである。

4 防災・減災対策について

近年、災害が頻発化、激甚化しており、特に、最近はこれまで実施してきた津波・地震対策に加え、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などを受けた浸水対策や新型コロナウイルス感染症対策が新たに喫緊の課題として浮上してきている。

そのような中、政府の財政措置を活用し、浚渫事業の実施地域では、九州北部豪雨と同等の雨量にも関わらず、公共施設の被害数が大幅に減少するなどの事例が報告されており、更なる推進を図ることが必要である。

また、地方単独事業として実施する緊急防災・減災事業や緊急自然災害防止対策事業については、住民の生命、財産を守るため、緊急的に必要な防災対策等に積極的に活用されてきたが、今年度事業期限を迎える中、地方自治体の必要な残事業量は未だ相当量存在している状況にある。

これらの状況を踏まえ、緊急防災・減災事業について、地方自治体の取組状況等を踏まえ、適切に検討を行うとともに、緊急自然災害防止対策事業についても、国の動向を踏まえつつ、適切に検討を行うべきである。

¹ Robotic Process Automation: これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの

5 公立病院改革について

公立病院は、地域医療の確保のため、過疎地などにおける医療や感染症、救急、小児、周産期などの不採算・特殊部門に係る医療の提供など重要な役割を担っているが、この重要な役割を継続的に担っていくことができるようにするためには、各地方自治体が病院事業の経営改革に継続的に取り組んでいくことが必要である。

このため、総務省は、本年1月、地方自治体に対して、平成27年3月に策定された新公立病院ガイドラインを令和2年度夏頃を目処に改定し、令和3年度以降の更なる改革のためのプランの策定を要請すること、同プランの策定に当たっては地域医療構想調整会議の議論等を踏まえることを通知した。

しかしながら、地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、「感染症への対応の視点を含めて、(中略)可能な限り早期に工程の具体化を図る。」とされ²、厚生労働省から各都道府県知事に対しては、「『2019年度中(※医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで)』とされた再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組みの進め方について、(中略)改めて整理の上、お示しすることとする。」と通知されている³。

公立病院改革を適切に進めていくためには、地域医療構想全体の方向性も考慮するとともに、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、公立病院が地域において担うべき役割などについて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて再検証する必要があると考えられる。そのため、現行の新公立病院改革ガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについて改めて再検討すべきである。

² 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

³ 「具体的対応方針の再検証等の期限について」(令和2年8月31日付け医政発0831第3号厚生労働省医政局長通知)